

居住に関する支援

【住宅取得支援補助金】

住宅の新築・中古住宅の購入費用の5/100(上限20万円)を補助

移住

【空き家改修支援補助金】

空き家の改修費用の1/2(上限90万円)を補助

【ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金】

県外からのIJUターンする若者夫婦や子育て世帯に対して、移住奨励金(30万円)を交付
※世帯構成・年齢等の要件あり

空き家バンク
登録物件
情報



〈若桜鉄道〉

独立就農時の支援

家賃

【八頭町新規就農者家賃支援事業補助金】

八頭町に居住して家賃を支払っている認定新規就農者の賃貸住宅に支払った家賃月額の1/2を助成(上限2万円)

●新規就農支援制度のご案内や、八頭郡内で農業に挑戦されている若手生産者や生産部などを八頭町ホームページ(下記のQRコード)で紹介しています。

新規就農支援
制度のご案内や、
若手生産者などの
紹介



〈輝太郎柿〉

■ 経営モデル(所得の目安) ※労働力1人、就農5年目の目標、R5鳥取県農業経営指導の手引きより作成

	経営面積(a)	売上(千円)	経費(千円)	所得(千円)
新甘泉(梨) ジョイント栽培	25	5,906	3,924	1,982
王秋(梨)	15	4,140	2,706	1,434
輝太郎(柿)	10	1,575	1,055	520
合 計	50	11,621	7,685	3,936

八頭町の魅力



〈船岡竹林公園〉



〈隼駅〉



〈姫路公園〉



〈隼ラボ〉



〈八東ふるりの森〉

■ 応募・問い合わせ先

一般財団法人 八頭町農業公社

〒680-0463 鳥取県八頭郡八頭町宮谷200番地1

Tel : (0858) 72-3678 Fax : (0858) 72-3679

メールアドレス : yazukousya@athena.ocn.ne.jp



鳥取県

八頭町果樹トレーニングファーム

就農研修生募集



鳥取県八頭町
一般財団法人 八頭町農業公社

先輩農家から 果樹栽培の実践的な技術を学んで、 八頭町で果樹農家になりませんか。

大自然に恵まれた八頭町では、梨、柿などの果樹が盛んに栽培されており、「こおげ花御所柿」は地理的表示(GI)保護制度に登録されるなど有名です。



▶八頭町HP



八頭町果樹トレーニング ファームについて

(一財)八頭町農業公社では、果樹栽培(梨、柿)で農業を始めようとする方を研修生として受け入れ、栽培技術などに優れた先輩農家から果樹栽培技術の研修や、JA、県、町などの関係機関が連携して経営などの基礎研修を行います。

また、研修終了後の就農に向けて、農地の確保や施設整備などを支援します。



就農までの流れ

就農相談・農業体験

就農に向けた相談や農業体験による具体的な情報から検討していただきます。

果樹就農研修(2年)

先輩農家の果樹園で2年間の栽培技術研修と、関係機関から就農に向けたサポートが受けられます。

独立就農

果樹による独立自営就農により、農業経営をスタートして所得向上を目指します。

研修から就農までの支援内容

果樹就農研修期間の支援

生活

【町内に在住され、農業を志す方への生活支援】

- 八頭町就農研修支援交付金
▶月額 137,500円(年1,650千円)

【町外から移住して農業を始める方への生活支援】

- 地域おこし協力隊として八頭町が雇用
- 賃金等：地域おこし協力隊の給与基準にもとづく
- 住居
※町が用意する住宅に居住していただき、家賃賃借料は町が負担します。
(但し、光熱水費・通信費等は個人負担)

居住に関する支援

【住居支援】

- 新築住宅の固定資産税額の一部を補助
町内に新築された住宅の固定資産税の1/2を補助(3年を限度)

独立就農時の支援

所得

【経営開始資金】

50歳未満の認定新規就農者に対して、就農直後の所得確保のための資金を給付
▶年額 1,650千円(最大3年間)

【就農応援交付金】

50歳以上の認定新規就農者に対して、就農初期に係る運転資金、基盤整備費等に活用できる交付金を交付
▶年額 1,200千円(最大3年間)

機械・施設

【経営発展支援事業】

50歳未満の認定新規就農者が就農時に必要な機械・施設を整備する場合に、事業費の3/4を助成

【就農条件整備事業】

50歳以上の認定新規就農者就農時に必要な機械・施設を整備する場合に、事業費の1/2を助成

農地

【八頭町農地賃借料助成】

新規就農者(認定農業者または認定新規就農者)の農地の賃借料を就農時から5年間助成

研修目的

八頭町内で果樹の栽培技術等の習得を支援することで、八頭町への新規就農者を確保し、就農定着につなげ産地強化を図ることを目的としています。

研修実施主体

一般財団法人 八頭町農業公社

研修内容

- ▶栽培研修：果樹農家になるために、研修受入農家での農作業の実践
- ▶基礎研修：主に農業の基礎知識や農業経営者としての心構えなどを学習

研修期間

研修(研修期間は原則2年間、地域おこし協力隊は3年間の研修可)

研修場所

- ▶栽培研修：研修生の希望に基づき、かつ公社、町、県八頭事務所、JA等関係機関での協議により、八頭町内の研修受入農家を決定し、その農家の果樹園で研修
- ▶基礎研修：JA、県八頭事務所等

研修作目

梨・柿

応募要件

- ▶研修開始年度4月1日現在で、18歳以上55歳未満の者
- ▶研修終了後に、青年等就農計画または農業経営改善計画の認定を目指す者
- ▶果樹の農業体験会に参加している等、農業体験を有すること
- ▶事前に就農相談等を受けて、農業に対する情報と就農地等の想定ができていること
- ▶八頭町内に移住又は在住し、果樹で独立就農する意向のある者
- ▶独立就農が可能な体力と資金を有する者
- ▶地域住民と協調し生活する意志のある者
- ▶普通運転免許証を有する者

募集人員

1~2名

〈やずびん〉

